

市議会 8月臨時会



8月臨時会が9日に開会されました。臨時会では、指定管理者の指定についての議案などが上程・審議され、承認・可決されました。

市施設の指定管理者の指定について

総合文化会館、丹原文化会館、産業情報支援センター
以上の市施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

市施設の指定管理者が指定されました

指定期間は3年7カ月間
平成18年9月1日～平成22年3月31日

指定管理者制度を導入する市の施設

総合文化会館

指定管理者名
アクティオ株式会社

丹原文化会館

指定管理者名
アクティオ株式会社

産業情報支援センター

指定管理者名
株式会社
西条産業情報支援センター

公の施設の管理を民間事業者などに委ねることができる「指定管理者制度」を、市では平成18年度から導入しています。今回、平成18年9月から指定管理者制度に移行する市の施設が決定しましたので、お知らせします。

■問合せ 市庁舎本館企画課 行政改革推進係
TEL 08971561515 (内線2531)

「海の日」海事功労者等表彰

四国カブトガニを守る会が 四国地方整備局長表彰を受賞

四国運輸局、四国地方整備局、高松海上保安部主催による「海の日」海事功労者等の



▲表彰式で賞状を受け取る山路武人会長

表彰式が7月18日に高松市であり、西条市域を中心に組織する四国カブトガニを守る会(山路武人会長)へ、四国地方整備局長表彰として「海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」が授与されました。

今回の受賞は、同会が河原津海岸をカブトガニのすめる環境に保つていこうと、長年にわたり清掃活動を行ってきたことが評価されたものです。

良好な海洋環境の整備にご協力ください

河原津海岸をはじめ、干潟や藻場などの浅瀬は、生物の生育、生息の場となるほか、人々が海と触れ合うなど、良好な海洋環境の形成のためにも重要な場となっています。

昨年、国において瀬戸内海環境修復計画が策定され、干潟など失われた環境を取り戻そうと、環境修復事業が行われています。

今後、人と海のつながりを取り戻すためには、市民の皆さんや、産業界、行政が一体

となった港湾、海岸の整備事業が重要となっています。

■問合せ 市庁舎別館港湾課 港湾係
TEL 08971561515 (内線2732)



▲河原津海岸

平成21年5月までに **裁判員制度** がはじまります！

ここからはじまる！裁判員制度 Q&A



Q：裁判員になったことでトラブルに巻き込まれますか？

A：裁判員の名前や住所などは公にはされません。裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し威迫行為をしたものを処罰する規定が設けられています。

さらに、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う配慮もされています。



裁判員制度